

「米取引の事前契約研究会」開催要領

1 目的

消費動態の変化や人口減少等により主食用米の需要が毎年 10 万トン減少すると見込まれる中、需要に応じた生産・販売を推進し、豊凶等による価格変動に左右されない経営環境を整備するためには、事前契約による米取引の拡大を図ることが重要と考えられる。

このため、需要に応じた生産・販売に向けて効果のある事前契約の内容等について研究・検討し、事前契約に基づく米取引の拡大を図るため、農林水産省農産局長主催の、有識者から成る「米取引の事前契約研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

2 議題

- (1) 需要に応じた生産・販売に資する事前契約の内容
- (2) 事前契約に基づく取引拡大のための方策 等

3 構成

研究会の委員は別添のとおりとする。なお、委員は、自身の出席が困難な場合は、代理の者を出席させることができる。

4 運営

- (1) 研究会に座長を置き、委員の互選によって選任する。座長は研究会の議事を運営する。
- (2) 研究会には、必要に応じて関係者を出席させ、説明及び意見の聴取を行うことができる。
- (3) 研究会は、原則として公開とする。
- (4) 研究会の資料及び議事録は、研究会終了後に委員等の了解を得た上で、農林水産省のホームページ等において公表する。
- (5) 上記にかかわらず、研究会の運営に支障があると認められる場合には、座長は、研究会の資料及び議事録を非公開とすることができる。

5 庶務

研究会の庶務は、農林水産省農産局農産政策部企画課において行う。